

第1回障害児通所支援に関する検討会 における主なご意見について

※第1回障害児通所支援に関する検討会で頂いたご意見を事務局において整理したものより、本日の議事該当部分のみ抜粋

第1回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ①

児童発達支援事業・放課後等デイサービスの「総合支援型（仮称）」と「特定プログラム特化型（仮称）」の方向性等について①

- 2つの分類、仮称とはなっているが、総合支援型と特定プログラム特化型の2つの枠組みだけで十分なのかどうか少し議論がなされたら良いと思う。
- 親御さんが期待しているのは、多様な障害に特化した効果的なエビデンスのあるプログラム。知的障害のある方、知的障害と自閉症の両方ある方、ADHDのある方、LDのある方、発達障害の中でもプログラムは異なり、専門家の間でこれは恐らくいいだろうというプログラムは大体エビデンスが決まっているので、それにのっとった領域をやっています、というところを挙げていかなければ、特定プログラム特化型は人をそろえているというだけではうまくいかないと思う。
- このような障害に対してはこのような領域を必ず行ってください、という大枠を示すことにより、例えば塾でもうからないのでピアノをやっていますというだけのところは、多少ニーズがあるとしても普通のピアノ教室にインクルージョンしていく、その辺を区別していく必要性はあると思う。
- 特定プログラム特化型と総合支援型の2つでよいのか、に関しては総合支援型をやりながら、ある特定時間は特定プログラム特化型に近いサービスを提供するというやり方、様々な多様性のあるやり方も考えていくべきかと感じている。
- ピアノやサッカーの療育について、大半はプログラムを用いてやっている。中身の質の部分、アセスメント、個別支援計画、カンファレンスをしっかり行っているところに関しては療育の部分がないされていると思うので、しっかり行っているところの中身を集約して最終的な判断をお願いしたい。

第1回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ②

児童発達支援事業・放課後等デイサービスの「総合支援型（仮称）」と「特定プログラム特化型（仮称）」の方向性等について ②

- ユーザーサイドとしては現に利用されているお子さんがおられることが大変重要なポイント。1つはソフトランディングと、もう1つは障害者差別解消法改正により合理的配慮の提供や民間も含めて義務になるということを含めそれぞれ本来の枠組み、塾であれば塾などが合理的配慮の提供が受けられるという観点から、ノーマライゼーションになっていくという視点はステップを間違えずに。いきなり止めて、あとは合理的配慮で頑張ってください、では回らないので合理的配慮がどういう形で提供できるのか仕組みを整えてから、ノーマライゼーションの考え方を進めていただければと考える。
- 親御さんへの就労も含めた支援の在り方については、本腰を入れた議論が必要と考えている。類型としては、就労支援型というのは検討に値すると考える。
- 遊びをどう位置づけるのか。総合型にしる、特定プログラム特化型にしる、遊びという観点が発達的な側面からみれば総合的なホリスティックな全体的な発達ということにも関連するとし、それ以前に子どもの権利といった観点から遊びというものをこの中でどう位置づけるのかに関心がある。

第1回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ③

児童発達支援事業・放課後等デイサービスの「総合支援型（仮称）」と「特定プログラム特化型（仮称）」の方向性等について ③

- 総合型、特化型の中で子どもにとって何が必要か、子どもの権利を侵害しない。子どもの権利、子どもを中心に、あるいは御家族も中心にした支援をみんなで取り組めるような機能を、検討会で話し合いができたらいと思う。
- 学齢期になってからの放デイ等を含め、文科省との連携というか学童保育の指導員さんから学校の先生との連携がうまくとれないという話を聞く。学校は学校、放課後は放課後、家は家みたいな形に振り回される子どもたち、という状態の構図がよく見受けられる。放課後等デイサービスの中でアセスメントしていくときに、どういうチームをつくるのか、どういう体制でそこを充実させていくのか、という、単に総合型、特化型だけではない、少しチームみたいなことを意識した議論も具体的に方向性としては必要なのではないか。